

●工事の順序を明らかにした書類

●災害を防止するための措置、

生活環境を保全するための措置を記載した書類

記載例

施工計画書

(※土木共通仕様書を参照したものでも良い)

(1) 計画工程表

工種	年月	R4.12	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備工		■												
調整池工		■	■											
擁壁工				■			■							
盛土工			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
排水工													■	■
水質・ 土壌調査									■					■

- ・土工が発生するため、調整池がない場合は、沈砂池（仮設沈砂池）を必ず設置すること。
- ・防災工事を先行する工程とすること。

(2) 指定機械（使用機械）

使用機械	台数	規格等
バックホウ	2台	0.6 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
〃	2台	0.2 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
振動ローラー	1台	2.5～2.8 t
トラッククレーン	1台	0.4 t 吊り
ダンプトラック	2台	10 t
〃	1台	4 t
コンクリートポンプ車	1台	
タンパ	3基	60～100kg
散水車	1台	

・(4)施工方法、(6)環境対策で記載されている内容と、指定機材が整合していること

(3) 主要資材

主要資材	規格等
土砂	第1種及び第2種建設発生土
基礎材	再生クラッシャーラン RC-30
生コンクリート	18-8-40
コンクリートブロック	控え 35 c m
PU側溝	300-300
〃	250-210

・(3)主要資材の土砂について、様式第1号付表1及び様式第4号の内容と整合していること。

(4) 施工方法

○各工種の主な施工方法は以下のとおりとし、記載していない部分は、静岡県土木工事共通仕様書に準じて施工する。

①準備工

- ・盛土等区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・工事の支障となる樹木の伐採、草木の刈払いを行う。
- ・盛土の中にこれらが混入しないように除去し、場外の処分場にて適正に処分する。
- ・落葉等が含まれる表土は剥ぎ取り、場内に仮置きし、植栽に再利用する。

②調整池工

- ・調整池の施工位置の伐採等が終了したら、速やかに工事に取りかかり、区域外への雨水や土砂の流出を防止する。
- ・必要な容量が確保されるよう、設計図面のとおり施工する。

③擁壁工

- ・設計図面にに基づき、ブロック積擁壁を施工する。
- ・ブロック積の施工には、トラッククレーン又はバックホウを使用する。
- ・背面の埋戻し材及び裏込め材はタンパを使用して転圧する。

④盛土工

- ・盛土の一層当たりの厚さは、30cm未満とし、振動ローラーで転圧する。
- ・盛土は、調整池の方向に向けて勾配をつけ、雨水や土砂が区域外に流出しないようにする。

⑤排水工

- ・盛土が規定の高さに仕上がったら、排水工を施工する。
- ・排水工には、設計書どおりの勾配を付ける。
- ・排水工の脇の土砂は、タンパーで確実に転圧する。

・**県が求める現場管理（写真、出来型）のイメージ**を示しています。

(5) 施工管理及び品質管理計画

○各工種の施工管理及び品質管理は、静岡県土木工事施工管理基準に準じて管理する。

- ・廃棄物が生じた場合には、マニフェストを作成し、適正に処分する。
- ・**調整池及び擁壁の全景写真は、着工前、完了後及び施工の中間時点で撮影**する。
- ・**構造物は、施工の段階毎に出来型及び写真管理**を行う。
- ・**使用する土砂は、土砂等搬入元証明書にて汚染されていないことを確認**し、土砂等搬入報告書としてとりまとめる。(*)
- ・**使用する土砂は、搬入されるごとに目視で土質を確認**し、盛土の品質を低下させるような土砂は受入れない。(*)
- ・**盛土は、敷均し厚さが30cm未満となるように管理した上で転圧し、その状況を写真撮影**する。

・(5)について、事業区域外の土砂等を用いない(土砂等を搬入しない)場合は、4・5点目(*)の記載は不要です。

(6) 環境対策

○粉じん対策

- ・盛土等区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じんが区域外に飛散しないようにする。
- ・表土が乾燥しているときや、風が強いときには、速やかに盛土の転圧を行った上で散水車を用いて散水を行う。
- ・本申請の内容外となるが、建築物の設置や舗装をしない盛土法面等は、人工張芝や植栽の施工を行い、恒久的な粉じん対策とする。

○騒音、振動対策

- ・工事で使用する機械は、低騒音型を使用し、不要な空ぶかしは行わない。
- ・使用する機械、車両はこまめにアイドリングストップを行う。
- ・工事車両及び関係車両が、国道〇〇から盛土等区域までの住宅地に近接する一般道を通行する際には、制限速度以下で走行する。

○定期調査

盛土等の着手から6カ月に一度、水質及び土壌の汚染の状況の調査を実施する。

・水質調査が対象外の場合は適切に修正すること。

(7) 緊急時の連絡先と連絡の基準

申請者連絡先		⇒	許可権者	
名称	静岡ドラッグHD(株) 事業管理部		静岡県くらし・環境部環境局 盛土対策課	
電話番号	054-〇〇〇-××××		054-221-2137	
メールアドレス	shizuoka_drug123@hd.ne.jp		morido110@pref.shizuoka.lg.jp	

- ・静岡地方気象台における観測雨量が、時間降雨量40mmかつ連続降雨量100mmを超えた場合、又は崩壊・流出により区域外に被害が生じた場合には、盛土等の状況を許可権者に報告する。
- ・緊急を要する場合は、電話連絡をすることとし、それ以外の場合にあってはメールにて連絡する。